

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

府立高校授業料等に係る無償化制度について

標記について、別添のとおり決定する。

令和5年8月28日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

# 無償化制度拡充の趣旨

## 【現在の無償化制度について】

- ◇大阪の子どもたちが家庭の経済的事情等に関わらず、自由に学校選択できる機会を保障するため、所得制限はあるものの、高校等の授業料及び大阪公立大学等の授業料・入学料の無償化を実現。

### 《高校》

- ・私立高校等授業料無償化制度は平成22年度に創設。一定の所得制限のもと、私立・公立とも授業料を無償化。
- ・国の就学支援金制度に、府独自に上乗せ。現行制度は年収910万円未満の世帯が対象。

### 《大学》

- ・令和2年度に大阪公立大学等の府授業料等無償化制度を創設。一定の所得制限のもと、授業料・入学料を無償化。
- ・国の高等教育の修学支援新制度に、府独自に上乗せ。現行制度は年収910万円未満の世帯が対象。

## 【無償化制度の拡充に向けて】

- ◆大阪の全ての子どもたちを対象に、
  - ・所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現
  - ・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料等の完全無償化をめざす。

# 高校等授業料無償化制度について(公立高校等)

## 1. 対象校

### 【府内】

- 府立高校、大阪公立大学工業高等専門学校（本科1～3年生）、国立高校・特別支援学校（高等部）、市立高校（堺・東大阪・岸和田）

※ 全日制課程・定時制課程・通信制課程

### 【府外】

- 近畿1府4県の国立高校、公立高校、国公立高等専門学校（本科1～3年生）等

※1 募集要件で、大阪府民の入学が認められている学校が対象とし、今後、各学校の設置者と調整する。

※2 近畿1府4県以外の府外校：近畿1府4県における新制度の適用状況を見ながら、今後の実施手法を検討する。

## 2. 授業料完全無償化の方法

- 国の就学支援金制度で所得超過により対象とならなかった生徒について、府独自制度により令和6年度から段階的に無償化、令和8年度制度完成。

※ 制度新設の趣旨に鑑み、生徒・保護者の対象要件（府内在住など）を整理する。

	現行	R6<移行期間>	R7<移行期間>	R8<制度完成>
所得制限	◆910万円以上支給対象外	(3年生) 所得制限なし (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) 所得制限なし (1年生) 現行どおり	(全学年) 所得制限なし
保護者負担	◆910万円以上 授業料全額 (例：府立全日制 118,800円)	(3年生) 無償 (1・2年生) 現行どおり	(2・3年生) 無償 (1年生) 現行どおり	(全学年) 無償